

○議長（堀内春美さん）

続いて通告２番　５番　小林和良君の一般質問を行います。

５番　小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

それでは、通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。今回は、昨今、新聞、テレビにも取り上げられている、空き家問題ですね。その対策について、質問をさせていただきます。なお、今回からですね富士川町議会においても、パネルを使用しての質問が可能となりました。現時点では２枚までという制限の中ですが、初の試みとして、一部パネルを使用しながら、質問をさせていただきたいと思います。

さて、空き家はですね、国内においては、平成３０年度時点で８４９万戸。この２０年で約１．５倍に増加。この中で、移住目的でない空き家は３４９万戸で、２０年前から倍増しているというデータがあります。このまま適切な対策を行わないと、２０３０年には４７０万戸まで増える見通しです。そして、なんと山梨県の空き家率はですね、ワーストナンバーワン。という統計があります。パネルをご覧ください。上の図はですね、全国の空き家数とその推移を示すグラフです。右肩上がりですね、空き家の数は。そして、これは人口減少とリンクして、後は、住宅のストック数が約６２４０万戸。総世帯が、５４００万戸ということですから、結局１６％は多いということになりますね。量的には充足というか、余っているということになりますね。下の表は、全国の都道府県の空き家トップテンですね。なんと、山梨県が２１．３％でトップと。和歌山、長野、徳島、高知というふうな順番についてます。山梨県はですね、首都圏ですがご覧のような状況です。山梨県の人口はですね、３月１日現在、推計で７９万９２３８人。おおよそ４３年ぶりに８０万を下回ったと発表されました。やはり、人口減少も原因の一つと思われます。なお、富士川町の空き家についてもですね、平成３０年土地統計調査によると、１５．７７％というデータです。約６軒に１軒が空き家ということになります。調査の期間が経過しているので、もう少し増加している可能性があります。皆さんもですね、近所で空き家を目にする機会も大分増えていると思います。空き家が多いとですね、当然、所有者が、管理維持を怠り長期間放置された空き家、いわゆる管理不全の空き家も増えていると思います。このような空き家は、建物の老朽化や荒廃、風化、犯罪などの問題が発生する可能性があります。また、台風の際にですね、家屋、設備の破損や、また、飛散により周囲に損害を与えることがあります。場合によっては、人命に関わる事故に発展する可能性も考えられます。したがって、周辺住民へのですね、安全確保のためにも、管理不全空き家の対策は、非常に優先度の高いものと思います。空き家問題についてはですね、国も重要課題に挙げて、取り組みを開始しております。そこで、今回改めて、富士川町における空き家状況と対策も含め、質問をさせていただきます。

それでは、（１）の質問から入ります。平成２７年にですね、空き家等対策の推進に関する特別措置法。特措法が施行されました。この法律に沿った、管理が不十分な空き家への対応はどのように進められているのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長　大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。町では、平成30年度に富士川町空家等対策協議会を設置し、空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるため、町としての考えを明確化し、具体的な対策を示すことを目的として、富士川町空家等対策計画を策定いたしましたところでございます。この計画に基づき、これまで情報提供にあった空き家について、現地を確認したうえで、考えられる措置を明記し、所有者に対し空き家の徹底について通知しております。また、解体希望のあった空き家については、同じく現地を確認し、関係課長で組織された空家等対策連絡調整委員会において、危険空き家等の指定について審議・判定し、危険空き家等に判定された場合には、危険空き家等解体費補助金の対象となる旨、所有者に対し、通知をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。今までですね、危険空き家等に指定された所有者に対して、通知を出されてから、それからの危険空き家の推移について教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。これまでに、44軒を危険空き家等に指定し、令和3年度までに22軒が解体され、現在、3軒が解体中であり、未着手の空き家は19軒となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですが、解体が進まない空き家、いわゆる未着手の空き家の要因として、把握されている内容があれば教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。解体が進まない理由につきましては、様々な事情が考えられますが、空き家の発生する理由の一つとして、相続による取得がございます。この、相続による取得においては、相続人の登記がされていない物件も見受けられ、さらに、相続人が遠隔地に居住している場合、空き家の解体についての意識が希薄となる傾向があり、解体が進まないものと思われます。併せて、解体に係る費用につきましても、大きな要因のひとつであると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども。大きな要因のですね、相続取得関係と解体費用の負担については、何か解決策はございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。相続人の検索につきましては、先ほど、議員さんのご質問の中にもございました、空き家等対策の推進に関する特別措置法の中の、第10条において、固定資産税の課税情報は内部で利用できることとされておりますので、調査はこれにより可能となります。また、解体費用は、危険空き家および準危険空き家と指定された住宅等の解体には、解体費用の2分の1の範囲の額で上限50万円を町で補助をしております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

解決策というか、解体までの道筋をつけるまでの対応の方法の一つだと考えます。それでは再質問ですけれども、各対応を行う場合にはですね、空き家の情報をもとに、実施していると思いますが、このデータの更新はどのようにされているのでしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

富士川町空家等対策計画の策定以降は、町の皆様からの情報をもとに更新し、情報は追加しております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。再質問です。町民からのデータをもとに更新しているということですが、例えばですね、各区長さんは、各地区の状況は身近で一番把握されていると思います。町の情報、空き家情報を共有して、より正確なデータ更新のために、各区と情報共有を図り、より正確な情報の更新を図ったらいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この情報につきましては、個人の情報も含まれることであることから、これまで慎重に対応をしてきており、空き家情報について、各区長との情報共有は行っておりません。今後も行なわない予定ですが、各区長さんからはその地域の情報をお持ちですので、情報の提供はいただいております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

個人情報までですね、すべての情報ではなくてもですね、例えば把握している件数照合等は可能だと思うんですね。正確な情報と最新情報取得のために、地域の協力は不可欠です。情報可能な情報については、再度ご検討をしていただければと思います。再質問ですけども、現在、固定資産税の減免措置がなくなりですね、行政代執行いわゆる、所有者にかわり、行政が適正管理に向けた取り組みを行うことで、倒壊しそうな家屋を解体することは可能となる町ですね、特定空き家はどれくらい存在しているのでしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

これまで、特定空き家の指定はありませんでしたので、行政代執行が可能となる特定空き家についてもございません。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

私がちょっと町を歩くとですね、もう充分その特定空き家と指定しても良いほどの、崩壊した空き家を目にします。目にしますが、その特定空き家に指定することって難しいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

これまで町では、補助金を活用し所有者自らが空き家を解体するよう促しており、特定空き家に指定した案件はありません。特定空き家に指定するためには、空家等対策協議会を開催し協議した上で、指定をしていくこととなります。特定空き家の指定は、難しいものではありませんが、指定をすることにより、町が行なう危険空き家等解体費補助事業の対象外になるとともに、解体について勧告したのちは、固定資産税の住宅用地特例は解除となりますので、行政からの支援もなくなり、解体への志気の低下も懸念されるところであります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。特定空き家と指定すると、強い恐らく強制力が発生すると。なので、それ前にできるだけ、解体等の処置を行ってもらいたいということだと受け取りました。

それでは（2）の質問に入ります。2枚目のパネルをご覧ください。見えますでしょうか。上の写真はですね、もうすでに崩壊しつつある家の写真です。この写真はですね、個人情報の関係から町内のもではありませんが、町内にはこれよりもですね、崩壊が進んだ空き家、または同程度の空き家が存在しております。これらの空き家は、台風、大雨ですね、という

ことで、屋根の部材が飛んだり、壁が飛んだりして近隣住民に危害を及ぼすことが考えられます。

そこで、(2)の質問ですが、空き家等の状況に起因してですね、町民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす場合があります。このような状況で、所有者に必要な措置を行わせる時間的余裕がない場合、町民の安全確保のために、緊急安全措置が可能となる町の条例を制定する考えはあるか伺いたいと思います。このパネルのですね、下には弘前市と犬山市の条例の抜粋を、一応出しました。ちょっと赤いところが、見えますでしょうかね。赤いところだけ読むとですね、弘前市の場合はですね、空き家等の活用、適正管理等に関する条例の中の、緊急安全措置の中にですね、例えば緊急の必要があると認める場合は、当該空き家又は当該空き家の所有者または管理者の同意を得ることなく、直ちに、その必要な最低限の措置をすることができるという条例なんですね。犬山市の場合、犬山市の場合には、犬山市の空き家等の適正な管理に関する条例の中の、緊急措置という中にですね、市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。こういうふうに、町がですね、もうその台風が、大型台風が来るという場合に、完全に吹き飛びそうな家屋があった場合には、緊急措置をできるという条例を作っているんですね。これで、近隣住民と町民の生命を守ることなんです。やはり、こういうですね、町の条例を制定する考えについて、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内に、保安・衛生・景観・生活環境の保全において、管理が不十分な空き家が点在している事は承知しているところであります。全国には、先ほどお話がありましてとおり、緊急安全措置を可能とする条例を制定している自治体もあることから、先進事例を参考とし、本町における条例制定について、調査研究をして参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、平成29年3月31日時点で、6年前ですね。国土交通省の調査においてはですね、1741市町村これは調査を行った町の数ですね。の中の、応急処置の規定があるところが297市町村。17%がもう規定を作っているということですね。6年前ですから、もっと増えている可能性があります。このようなですね、事例また先進事例を参考にすれば、多くの時間は掛からないと思うんですね。従って、いつ頃を目途に制定を目指すのか、目標を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、ご指摘のとおり空き家対策の推進に関する

条例はございませんので、条例の必要性や制定後の効果を調査する必要があると考えております。また、先進事例は盛り込まれている内容が各市町村によって異なっております。町では、個人の所有する財産に踏み込む内容となりますので、条例に基づく業務を詳細に考察し、答弁が重なりますが、制定の是非も含め調査研究をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、例えばですね。老朽化して、壁の崩壊等が予想される空き家で、台風等の接近により、実際に被害が想定される切迫した状態のときですね、今、条例の制定をされていない現状、どのように対処しているのでしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町では、これまで災害の発生や、発生のおそれがある場合において、対処した事案はございませんが、このような事態には、災害対策基本法に基づき、対処を行っていく事となります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、災害対策基本法での対応ではですね、先ほど私が申し上げた、空き家が町民の生命、身体又は財産に危険を及ぼす場合に、緊急措置が可能と考えてよろしいでしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。災害対策基本法での対応ですが、既に実施をした市町村の事例から鑑みると、具体的には空き家の外壁や看板、屋根などが剥がれて、落下や飛散などによって、被害の拡大を防止するため、実施する内容になるのではないかと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

一部は可能というふうに捉えました。

それでは（3）の質問に入ります。危険空き家、特定空き家の早期な解体処理等を実現するための、町の施策についてお考えを伺います

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、危険空き家等解体費補助制度により、空き家の早期解体を促しております。現在のところ、危険空き家等の早期解体に向けた、新たな施策についての考えはございませんが、先進事例を参考とし、調査研究して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

早期実現のための施策として、ちょっとお伺いしたいんですけども、危険空き家の所有者へ、通達が行くんですね。その第1回目の通達から、次の通達までの期間は、どのように規定されているのでしょうか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町の空き家等対策計画においては、2回目以降の通知について、規定をしておりません。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

質問ですけども、2回目以降の通知について規定がないということですけども、これではですね、1度通知を出してからフォローがされてないことになります。実例として、1度通知を出されてから、次は6年後に再通知という例もあります。この家は6年間、危険空き家のままずっと手付かずになっているんですね。1度通知を出してからフォローは必要だと思います。フォロー期間を例えば1年後とか、2年後とかいうふうに決めてですね、状況確認のためにフォローを行なう必要があると考えますが、いかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。危険空き家等所有者への2回目の通知については、現在のところ規定がありませんが、明年度以降に予定しておりますこの計画の見直しの時期に、期間も含め既定の可否について検討して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

フォローは絶対必要ですので、よろしくご検討お願いします。それでは再質問ですけど、早急な対応にはですね、空き家予備軍ですね、要は空き家となる前に、空き家となりそうな住宅。例えば、高齢者の単身世帯への空き家問題に対する意識を高めますね、空き家となる前段階での対応が重要と考えます。要は空き家が出てからでは、先ほどおっしゃられた相続

の問題とか、いろいろ複雑な関係が出てくるんですね。いろんな足枷になると。そこで居住しているうちにですね、住宅の管理、処分等について検討を促進してですね、空き家の発生を抑制していくための施策について、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年の方の広報8月号において、山梨県が実施しております民事信託出前講座について、お知らせしたところであります。これは、所有者自身が元気なうちから、財産を家族など信頼できる人に託して、管理・活用・承継を行ってもらう制度となります。今後も、管理不全空き家の発生を防止するため、相続手段の一つである民事信託制度の活用促進をPRして参りたいと考えております。また、所有者死亡後の相続人の窓口来庁時を、空き家の管理や解体についての情報発信の機会と捉え、啓発チラシの提供を行っていきたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、町民よりですね、家の終活、および空き家についての相談をする専門部署を設けて欲しいという要望があります。先ほど再質問でも述べましたが、空き家となる前に準備を行っておきたいという考えなんですね。空き家となる前から家の、いわゆる終活を考えておく。非常に重要なことと考えます。相談部署を設ける、空き家セミナー等を開催する方法も考えられますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

町では現在、社会教育講座として終活講座を行っておりますが、空き家に特化した終活講座や相談窓口はありませんので、県内の各専門家が実施する相談会場をご案内することとなります。山梨県におかれましては、県内市町村などと連携した「山梨県空き家等対策市町村連絡調整会議」において、空き家相談手帳を作成し、相談時の持参資料や、専門家による相談会場の案内等を実施しております。現時点で、町独自のセミナー開催は考えておりませんが、まずは、山梨県などが行っているセミナーを活用していただきたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、まずは、県のほうのそういう窓口、いずれは町のほうでも考える必要があるかと思っておりますので、ご検討をお願いします。さて、再質問ですけれども、早期な解体にですね、実は踏ん切りがつかないケースとして、土地の固定資産税があがるという部分があります。実は、その土地の固定資産税はですね、簡単に言うと、一般住宅があると、200

平米以下は6分の1、200平米を超えると3分の1に減免されてるんですね。しかし、現在はですね、解体するとこの減免措置がなくなる。したがって、実質的に土地の固定資産税は上がるんですね。要は更地になると固定資産税が上がってしまう。6分の1ですから、単純に考えて6倍ということになります。そのために、解体の決断に影響があるということなんです。これを防止して、解体を促進する目的でですね、解体後の固定資産減免を実施している各市町村があります。これがですね、解体しても数年間は固定資産税の減免を継続するという措置なんですね。例えば、埼玉県の久喜市。これは3年間減免。解体してから3年間は、固定資産税はあげません。そして石川県の加賀市。ここ5年間減免と。で、佐賀県の有田町。ここも5年間減免をすると。減免期間が長いところはですね、福岡県の豊前市。これ10年間減免と。6年目からちょっと段階的に上がるらしいんですけども。こういうふうに、皆さんやってるんですね。また、ホットな情報としてですね、政府は3月3日、つい3日前ですね。特別措置法の改正案を閣議決定しました。この中にはですね、危険空き家と指定された場合に、固定資産の減免を除外するという事なんです。ですから、今は危険空き家でも家が建ってれば、減免が生きてるんですね。ところが今度は、そうするとなかなか解体にいかないの、それはもう、家として体をなしてないといつかね、家としてとして認めないということになってですね、土地の固定資産税は家があっても上がるということなんです。今は特定空き家だけです、危険空き家。富士川町にも危険空き家があります。ですから持ってる方は、固定資産税が上がっちゃうんですね。というのが、3日に閣議決定されたんで、もうこれ施行されるのは時間の問題だと思います。そこでですね、先ほどご紹介した減免制度があれば、これを使えばですね、逆に解体した方が固定資産は上がらないということになるんですね。ですから、なおさらその解体促進に、効果があると思うんですよ。なので、この制度を早急に取り入れてですね、危険空き家の解体を促進するお考えはございませんか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。住宅用地には、その税負担を軽減することを目的として、固定資産税算定の際に、特例措置が適用されるため、固定資産税が減額されていることは承知をしておりますが、町の空き家の解体が進まない要因は、先ほどの答弁のとおり、空き家への意識の希薄であることと、費用負担が要因ではなかろうかと考えております。こうしたことから、本町といたしましても、先進事例を参考とし、制度について検討して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

私がですね、再質問です。私が実際に解体についてお話をさせていただいた方は、やはり固定資産も上がるんですよということを言われてました。ですから、1つの解体に踏み切るときに、1つの足枷といつかね、そういうことにはこれ間違いなくなってるんですよ。で

すから、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

それでは（４）質問に入ります。平成２７年４月にですね、山梨県と市町村による、山梨県空き家対策市町村連絡調整会議というのが発足しました。相互間の情報共有や連携を行いながら、空き家対策を行うということですが、どのように連携して対策を行なったのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。山梨県空き家等対策市町村連絡調整会議は、県および市町村間の連絡調整を図るため、設置をされております。この会議の所掌事項は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に関連する業務に関すること、空き家等の対策についての情報の収集、県および市町村間の連絡調整に関すること、また、空き家等に関する対策を実施する場合の協議、相談に関することであり、年間２回程度実施をされております。会議では、先ほどの特別措置法にもありましたとおり、国の制度や県の取り組み、他の自治体の取組事例について、情報を共有しているところでございます。こうした主旨による、連絡調整会議でありますので、連携した対策ということは行われてはおりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問ですが、情報共有とあるんですね。ですから、他の自治体でですね、行なっている施策で、町が参考にしたものってございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、富士川町でそれを参考にして導入した実例はございませんが、いろいろな情報提供をいただいておりますので、そちらの与えられた情報については、活用させていただいているところでございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問です。それではですね、直近の会議とですね、行なわれた会議と内容について教えてくださいませんか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年１０月にオンラインで開催された会議では、山梨県からの情報共有といたしまして、県が実施している主な空き家対策関係事業、先ほど

ご紹介しました、民事信託制度活用促進事業、それから、令和5年度に向けた県の空き家対策関係事業、国の予算要求概算および、解体事業における会計検査院からの改善要求の概要が説明されたところであります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

最後にですね、町長にお伺いいたします。空き家については、町としても優先度を上げて取り組む課題です。現時点の空き家の活用と、特に周辺住民に危険を及ぼす可能性のある対策、また新しい空き家を増やさないための施策。これらは、全てまったなしの施策です。空き家対策は、町の開発、人口増加、観光にまで影響が出てきます。本日、いくつかの提案もさせていただきました。当局からは、現時点で恐らく可能な精一杯の回答をいただきましたけども、これら施策の実現と、よりスピードアップを図るにはですね、トップの決断と後押しも必要と考えます。統括して町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。まさに町としてもですね、優先度を挙げて取り組む喫緊の課題だと感じております。全国的に見てもですね、人口減少は進んでおります。核家族化も進んでおります。町内に目を向けてもですね、直近30年間、人口は4000人程度減少しており、また、町内の1世帯当たりの世帯数もおよそ1人少なくなっているということでございます。このような中ですね、まずはですね、住民不在の住宅を相続等で取得している所有者や、既に管理取得している所有者に向けて、空き家バンクへの登録などを積極的に進めていきます。またですね、役場内に富士川町空家等対策連絡協議会これを設置してありますので、それを活用してさらにですね、各課の連携を活性化させていきたいというふうに考えております。またですね、空き家をこのまま放置せず、使える空家はですね、例えば、議員ご指摘のとおり観光資源にしていくとかですね、そういった利活用をまず考えていく。その後ですね、しっかりとその危険空き家という部分はですね、解体を促して、住民の安心安全を守っていくという施策を抜本的に進めていきたいというふうに思っております。この質問を皮切りにですね、新年度からですね、大きな政策課題の1つとして、議論のスタートを切りたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

力強いお言葉をいただきました。できるだけですね、町のためにも必要なものだと思いますのでよろしくお願いいたします。以上の私の質問は終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告2番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行ないます。

休憩 午前10時 3分

---

再開 午前10時11分